

第三号様式

4

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 1

【根拠条文】

法第27条の26第2項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ) リミテッド
(Peter Cundill & Associates (Bermuda) Ltd.)

代理人弁護士 江尻 隆

【住所又は本店所在地】

東京都港区赤坂二丁目11番7号 あさひ・狛法律事務所

【報告義務発生日】

平成16年3月31日

【提出日】

平成16年4月15日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】

その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 学習研究社
会社コード	9470
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都大田区上池台4-40-5

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】 (8)

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ) リミテッド (Peter Cundill & Associates (Bermuda) Ltd.)
住所又は本店所在地	15 アルトン ヒル サウサンプトン エスエヌ 01 バミューダ (15 Alton Hill Southampton SN01 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1984年2月17日
代表者氏名	エフ・ピーター キャンディル (F. Peter Cundill)
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 高須成剛
電話番号	03-3505-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			7,164,000
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 7,164,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	7,164,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 16 年 3 月 31 日現在)	S	105,958,085
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($Q / (R + S) \times 100$)		6.76%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5.08%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that PETER CUNDILL & ASSOCIATES (BERMUDA) LTD., a company organized and existing under the laws of Bermuda (the "Company"), does hereby appoint Messrs. Takashi Ejiri, Narutake Takasu and Hiroko Nishino, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the filing with the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the Securities and Exchange Law of Japan, in relation to acquisition, purchases, disposal and sales from time to time of any shares in Gakken Co Ltd. by the Company.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 7th day of April, 2004.

PETER CUNDILL & ASSOCIATES
(BERMUDA) LTD.

By: John R. Talbot
(Name) JOHN R. TALBOT
(Title) DIRECTOR

(訳文)

委任状

バミューダ法に基づき設立され存続する法人であるピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ) リミテッド (以下「当会社」という) は、本書により、あさひ・豹法律事務所の弁護士江尻隆氏、同高須成剛氏及び同西野比呂子氏を、当会社の法律上及び事実行為の代理人として復代理人選任の権限も含めて選任し、当会社による、株式会社学習研究社の株式の取得、購入、処分又は売却の際に日本の証券取引法上要求される、大量保有報告書及びその変更報告書及び訂正報告書を日本の関東財務局長その他の管轄官庁に提出する権限を与える。

上記の証として、2004年4月7日、当会社はその名義でこの委任状を下記署名人により作成した。

ピーター キャンディル アンド アソシエイツ (バミューダ)
リミテッド

(署名)

氏名： ジョン・R・タルボット

肩書： 取締役

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻隆

